

## 2023年度 第2回伊賀市総合教育会議 事項書

日時 2024（令和6）年2月27日（火）

午前10時から

場所 伊賀市役所 4階 庁議室

### 1. あいさつ（市長）

### 2. 協議事項

（1）第3次伊賀市総合計画策定方針について（市長部局）

（2）芭蕉翁生誕380年記念事業について（市長部局）

（3）美術博物館の建設について（市長部局）

（4）伊賀市学校みらい構想について（教育委員会）

（5）手話学習について（市長）

### 3. その他

2023（令和5）年度 第2回伊賀市総合教育会議 名簿

所 属		職 名	氏 名	備 考
市 長			岡本 栄	
副 市 長			宮崎 寿	
教 育 長			谷口 修一	
教 育 委 員		委 員	中 香代子	
		委 員	内藤 扶基	
		委 員	野口 徹	
伊賀市部局	企画振興部	次 長	佃 忠俊	
	総合政策課	課 長	中矢 裕丈	
	総合政策課	主 幹	奥沢 浩和	
	美術博物館建設準備室	室 長	馬場 俊行	
教育委員会	教育委員会事務局	局 長	滝川 博美	
	教育委員会事務局	社会教育推進監	東 浩一	
	教育総務課	課 長	川北 喜道	
	学校教育課	課 長	茶本 康一	
	文化財課	課 長	笠井 賢治	
	教育総務課	主 任	藤山 善之	

(16名)

## 第3次伊賀市総合計画 策定方針（案）

### 1 策定にあたって

2024（令和6）年度末には、第2次伊賀市総合計画（第3次基本計画）の期間が満了します。

かつて、議会の議決を経て定めることが義務付けされていた市の総合計画（基本構想）は、2011（平成23）年の地方自治法の改正に伴い、法律上の策定義務がなくなりました。

しかし、伊賀市では、総合計画は、議会の議決を経て策定することとされており、総合計画審議会や住民自治協議会への諮問事項にもなっています。さらには、2022（令和4）年には伊賀市自治基本条例の改正が行われ、総合計画を「総合的かつ計画的に市政を運営するため」の「市の最上位計画」とする規定が新たに設けられたところです。

「勇気と覚悟が未来を創る」をテーマに掲げている現行の「第2次伊賀市総合計画（基本構想）」は、合併時に策定された新市建設計画で描かれた将来像「『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」を実現させるために、2014（平成26）年に策定されたものです。

伊賀市では、まちづくりは「行政による取り組みだけではなく、多様な主体が当事者意識を持って目標を共有し、協働」によって進めるものという考え方に基づいて、総合計画においても、施策ごとに「市民（事業者）」「地域」「行政」それぞれの主体に期待される役割を明記し、協働によるまちづくりを進めてきました。

2021（令和3）年に策定された「第2次伊賀市総合計画（第3次基本計画）」は、コロナ禍での「新しい生活様式」を確立させるとともに、さらに「誇れる・選ばれる伊賀市」に向けた取り組みを進め、多様な主体との連携により、誰一人取り残さない持続可能な伊賀市（「オール伊賀市」）を実現させることとしています。

新市建設計画も2021（令和3）年度末にはすでにその役割を終え、合併から20年という新たな局面を迎えています。少子高齢化に伴う人口減少など私たちを取り巻く社会情勢も大きく変化しています。私たちは、先人から受け継いできた今あるものを大切にするとともに、こうした情勢の変化に柔軟に対応することも求められています。

合併から20年、あらゆる主体との協働<sup>1</sup>、共創<sup>2</sup>により、これからの伊賀市の新しいまちづくりを計画的に進めていくために、「第3次伊賀市総合計画」を策定します。

---

<sup>1</sup>協働：市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力すること。

（伊賀市自治基本条例第2条）

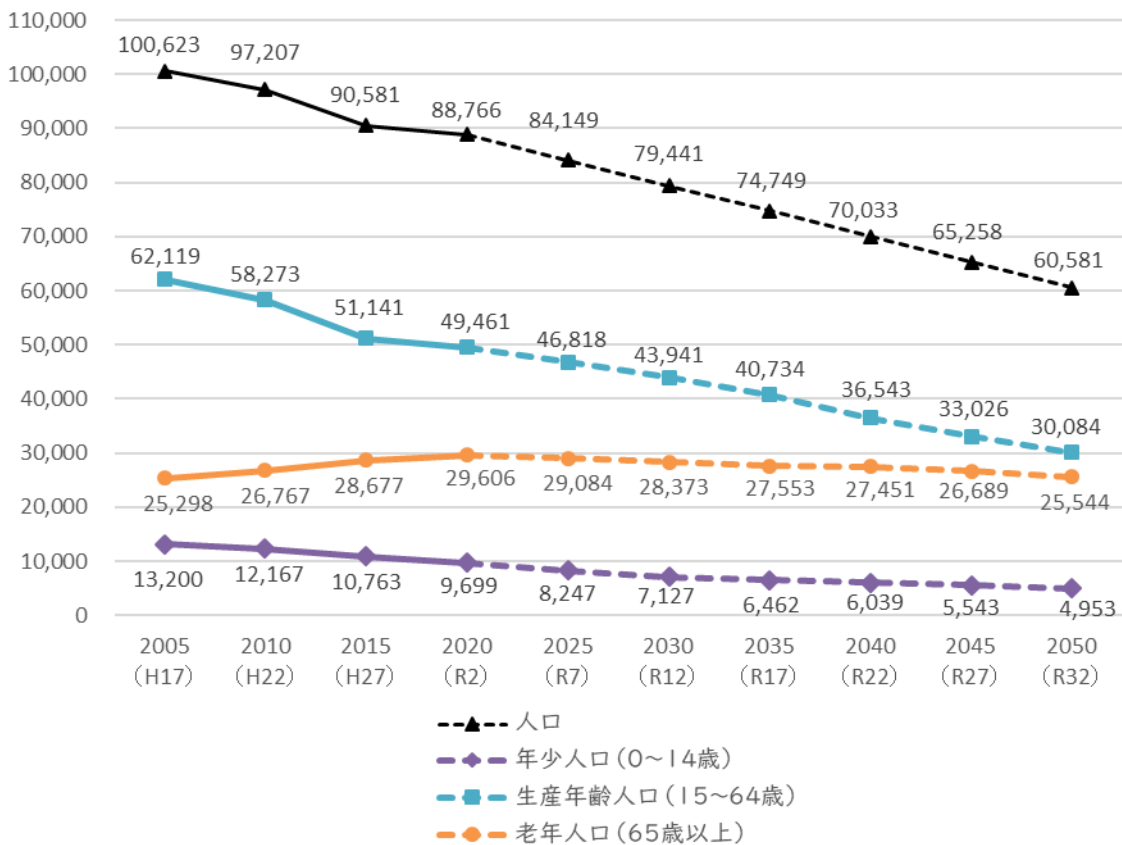
<sup>2</sup>共創：企業が、様々なステークホルダーと協働して共に新たな価値を創造するという概念「Co-Creation」の日本語訳。2004年、米ミシガン大学ビジネススクール教授 C.K.プラハラードとベンカト・ラマスワミが、共著『The Future of Competition:Co-Creating Unique Value With Customers（邦訳『価値共創の未来へ—顧客と企業のCo-Creation』）で提起した概念と言われている。

## 2 基本的な考え方

合併当初10万人を超えていた伊賀市の人口も、近年では毎年1,000人を超えるペースで減り続け、2020（令和2）年の国勢調査で88,766人、2023（令和5年）年11月末現在の住民基本台帳では、86,059人にまで減少しています。2023（令和5）年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口では、伊賀市の人口は、2050（令和32）年には60,581人になると推計されています。

こうした現状を踏まえつつ、これからも持続可能なまちづくりを進めていくために、次の4つを「基本的な考え方」として第3次総合計画を策定します。

伊賀市の人口と将来推計（国勢調査と社人研推計による）



	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
年少人口	13,200	12,167	10,763	9,699	8,247	7,127	6,462	6,039	5,543	4,953
生産年齢人口	62,119	58,273	51,141	49,461	46,818	43,941	40,734	36,543	33,026	30,084
老年人口	25,298	26,767	28,677	29,606	29,084	28,373	27,553	27,451	26,689	25,544
人口	100,623	97,207	90,581	88,766	84,149	79,441	74,749	70,033	65,258	60,581



### ①将来像を描きます

これまでの20年間の歩みを振り返り、その成果や今後の課題を共有するとともに、統計やデータに基づいた現状分析を行い、現在の伊賀市の強みや弱みを明らかにしたうえで、これから（10年後、あるいは2050年）の伊賀市の「めざす姿」を示します。

### ②協働・共創によるまちづくりを進めます

伊賀市の総合計画は、単なる行政のマネジメント計画ではありません。伊賀市では、これまでも総合計画を様々な主体との「協働」によるまちづくりの道標としてきました。

これからもこの考え方を大切に、伊賀市の将来像「めざす姿」を実現させるために、それぞれが今やるべきことを明らかにし、「協働」さらには「共創」による多様性と包摂性のあるまちづくりを計画的に進めます。

なお、取り組みごとに適切な目標を設定し、常にその達成状況を確認することとします。

### ③時代の流れを力にします

引き続き、人口減少対策に取り組めます。特に、こどもたちが将来にわたってしあわせな社会を実現させるために、少子化対策などのこども政策を総合的に進める必要があります。

また、コロナ禍を機に、新しい生活様式を確立することが求められるなど、私たちの社会は大きく変容しました。これからのまちづくりには、デジタル技術を活用して社会変革を進めることや、脱炭素社会の実現と経済成長の両立を目指すことも求められています。

### ④地域の資源や特性を活かします

持続可能なまちづくりを進めていくためには、全市一体的な取り組みだけでなく、それぞれの地域の資源を活かしながら地域課題を解決することも大切です。

また、「伊賀」の特性を活かし、関係人口を含めた地域内外の多様な主体の参画や、共通の地域課題を抱える他の自治体との連携、さらには国県等との適切な関係づくりなどを進める必要もあります。

## 3 計画期間

第2次総合計画は、計画期間を概ね10年間とする「基本構想」と市長任期にあわせた「基本計画」に分かれていましたが、大きな社会情勢の変化等にも的確に対応していくために、第3次総合計画では、これらをひとつにまとめます。

計画期間は、これまでの「基本計画」と同様、4年間とし、これまで総合計画（基本構想）で描いてきた10年後の姿も描きながら、そのために必要な具体的な取り組みを明らかにします。

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
市長任期													
総合計画	第3次総合計画			第4次総合計画				第5次総合計画					

【第3次総合計画】2025（令和7）年度から2028（令和10）年度まで

## 4 構成（イメージ）

---

### （1）これまでの振り返り（成果と課題）と社会情勢の変化

第2次総合計画で取り組んできたこととともに、合併からの20年間で振り返ります。

また、少子高齢化による人口減少やコロナ禍等、社会の状況を確認します。

### （2）将来ビジョン、計画のテーマ

将来（10年後あるいは2050年）の伊賀市のあるべき姿を描くとともに、計画のテーマを設定し、共有します。

### （3）分野別の取り組み

分野を再構築するとともに、分野や施策ごとに現状を分析し、課題を把握し、4年間でやるべきこと、それぞれの主体に求められる役割を明らかにします。また、指標の最適化や個別計画とのさらなる連動を図ります。

### （4）横断的な取り組み

現在、伊賀市では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画に包含し、横断的に人口減少対策を進めています。また、国では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた取り組みが進められており、従来の「総合戦略」についても抜本的な見直しが求められています。

これらのことを踏まえ、第3次総合計画でも、「総合戦略」は、引き続き計画に包含することとし、デジタルの力を活用し、課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化させます。

また、各住民自治協議会と行政との連携を強化し、「地域まちづくり計画」に基づくそれぞれの地域の個性を活かした取り組みと、「総合計画」に基づく全市的な取り組みを一体的に進めます。

### （5）行政マネジメントの強化

施策や事業の進行管理だけでなく、予算や組織編成などについても一体的に行えるよう、行政マネジメントをさらに強化します。

## 5 策定体制

---

### (1) 総合計画等策定本部

市長を本部長とする総合計画等策定本部を設置し、必要な調査検討及び計画案の策定を行います。

### (2) 総合計画審議会

伊賀市総合計画審議会条例に基づき、市長は総合計画審議会に諮問し、答申を受けます。

### (3) 議会

中間案は、議員全員協議会に示します。

また、最終案は議決すべき事件として市議会に議案として提出します。

### (4) 住民自治協議会

伊賀市自治基本条例に基づき、市長は住民自治協議会に諮問し、答申を受けます。

### (5) 市民

計画の策定にあたっては、市民の意向が直接反映されるよう、十分な手段を講じます。

- ① 公募委員の起用（総合計画審議会）
- ② 市民アンケート（まちづくりアンケート）の活用
- ③ パブリックコメントの実施（中間案）など

## 6 策定スケジュール

年月	策定本部	審議会	議会	地域・市民	項目
R5 12月	本部会議				策定方針
1月		審議会	議員全員協議会		
2月				パブリックコメント	
3月	本部会議				
R6 4月	本部会議				中間案
5月	↓	諮問			
6月	↓	↓			
7月	↓	↓			
8月	↓	↓			
9月	↓	↓			
10月	本部会議		議員全員協議会		
11月	↓			諮問	
12月	↓			パブリックコメント	
1月	↓			↓	
2月	↓			答申	最終案
3月	本部会議	答申	本会議		

## 芭蕉翁生誕 380 年記念事業について

松尾芭蕉は 1644 年に伊賀市で生まれました。2024（令和 6）年は、生誕 380 年の記念の年にあたります。芭蕉さんといえば、俳句を芸術の域まで高めた俳聖であることはよく知られています。さらに、自然を愛し、互いの違いを尊重するその姿勢から、現代を生きる私たちは改めて自然環境や平和な世界を守る大切さに気付かされます。

芭蕉翁生誕 380 年記念事業実行委員会では、芭蕉さんの偉大さや尊さを再確認し、文芸に対する姿勢や生き方を学び、広く世間へ発信していきたいと考え「芭蕉翁生誕 380 年記念事業」を進めていきます。

これまでの取組		
<p>①公式ロゴ・ポスター 【2023 年 12 月～ 市内小中学校にポスター配布】</p>	<p>多くの人に芭蕉さんのふるさとが伊賀であることを伝え、伊賀の魅力を発信していくため、キャッチフレーズを「おかえり、芭蕉さんふるさと伊賀へ。」としています。ポスターのキービジュアルとロゴの「芭蕉クン」キャラクターは、伊賀市出身イラストレーターの古川タクさんに描いていただきました。</p>	
<p>②第 1 期協賛事業緒募集 広報いが 12 月号同時配布</p>	<p>協賛事業（補助事業・冠事業）を募集し、審査会を開催しました。</p>	
<p>③オープニングイベント 2024 年 1 月 28 日 【1 月 市内小中学校にチラシ配布】</p>	<p>市長と 5 人のアナウンサーによる「奥の細道」朗読会、講演「松尾芭蕉」、芭蕉パフォーマンス、合唱「芭蕉」など、芭蕉づくしのイベントを開催しました。また、芭蕉にちなんだ和菓子の配布、IGAMONO が当たる抽選会も行い、約 400 名の参加者から好評を博しました。</p>	
<p>④芭蕉さんガイドブック A5 判 44 ページ 【2 月 市内小中学校に配布】【市内年長児童に配布予定】</p>	<p>より多くの人に芭蕉さんの人柄と作品の魅力が伝わるようガイドブックを作成しました。学校でも使ってもらいやすいよう、フルカラー、総ルビとなっています。</p>	

<p>⑤SNS「旅する芭蕉くん」伊賀市公式フェイスブックで2月から随時公開</p>	<p>芭蕉くんが、市内をはじめゆかりの地を訪れ、さまざまなイベントに参加する様子を SNS で発信します。事業を通じて、関連自治体や団体との交流を促進し、芭蕉顕彰や俳句でのつながりを広めます。</p>	
<p>⑥第2期協賛事業募集 広報いが2月号に記事掲載</p>	<p>協賛事業(補助事業・冠事業)を募集しています。(2/26×切)</p>	
<p>⑦俳句が似合う芸能人コンテスト 広報いが3月号、Web 広告などに掲載</p>	<p>Web フォームでの投稿による「俳句が似合う芸能人コンテスト」を開催。みごと各カテゴリー1 位に輝いた芸能人は実行委員会で表彰を行います。</p>	
<p>⑧ノベルティ、啓発ツールの作成</p>	<p>懸垂幕、インタビューボード、ロゴシール、職員用名刺デザイン、芭蕉くんアクリルスタンド、マグネットシール、芭蕉くん等身大パネルなど</p>	

今後の取組 (予定)		
<p>①俳句ジュニアカップ</p>	<p>ジュニア世代(小学4~中学3年)にネット投句してもらうことにより、俳句文化の振興を図ります。</p>	
<p>②NINJA フェスタ同時開催イベント</p>	<p>NINJA フェスタ期間のいずれか1 日に、俳聖殿前広場でイベントを実施します。</p>	
<p>③芭蕉×ART</p>	<p>①絵画や造形作家を対象に芭蕉の俳句や理念をテーマに作品を募集します。②全国ジュニア世代を対象に、芭蕉の俳句をテーマに絵画作品を募集します。</p>	
<p>④市民夏のにぎわいフェスタ同時開催イベント</p>	<p>にぎわいフェスタ(8月)と同日に、ハイトピア伊賀5階でイベントを実施し、俳句ジュニアカップ優秀者の表彰を行います。</p>	
<p>⑤学習まんが読本「芭蕉さん」デジタル版配布</p>	<p>過去の周年事業で作成配布した、学習まんが読本「芭蕉さん」を、デジタル版で市内小中学校に配信します。</p>	
<p>⑥芭蕉祭関連イベント</p>	<p>10/12 周辺日程で関連イベントを実施します。</p>	
<p>⑦フィナーレイベント</p>	<p>周年事業のフィナーレを11月に開催します。</p>	

## 伊賀市美術博物館基本構想策定の経過

### 【令和 5 年度 審議の経過】

- 7 月 10 日 **第 1 回美術博物館建設準備委員会**  
**諮問（美術博物館の建設に関する基本構想の策定について）**
- ・基本構想の構成（案）と検討スケジュール（案）の確認
  - ・伊賀市美術博物館の必要性の検討
  - ・意見交換（美術博物館のめざす姿について）
  - ・市民アンケート調査の実施について
- 7 月～8 月 **美術博物館建設に関する市民アンケートの実施**  
対象者：市内在住・在勤・在学の方  
回答者数：1,504 人
- 9 月 29 日 **芭蕉翁記念館の資料保管状況等の確認**  
**第 2 回美術博物館建設準備委員会**
- ・第 1 回委員会意見交換における各委員からの意見概要について
  - ・市民アンケートの結果概要について
  - ・伊賀市美術博物館のめざす姿の検討
- 11 月 24 日 **第 3 回美術博物館建設準備委員会**
- ・伊賀市美術博物館基本構想（素案）の検討
  - ・建設候補地について（報告）
- 1 月 10 日 **建設候補地の現地確認（桃青中学校跡、上野図書館）**  
**第 4 回美術博物館建設準備委員会**
- ・伊賀市美術博物館基本構想（中間案）の検討

### 【今後の予定】

- 2 月～3 月 **パブリックコメントの募集**
- 4 月 **令和 6 年度 第 1 回伊賀市美術博物館建設準備委員会**
- ・基本構想（答申案）の検討
- 4 月 **基本構想の答申**
- 5 月 **議会へ報告**
- 7 月 **令和 6 年度 第 2 回伊賀市美術博物館建設準備委員会**
- ・基本計画の検討

# 伊賀市美術博物館建設準備委員会 委員名簿

2024（令和6）年2月20日時点

		氏名	所属団体等
1	学識経験を有する者	芭蕉翁顕彰関係 藤田 真一	関西大学名誉教授
2		芭蕉翁顕彰関係 辻村 尚子	大手前大学国際日本学部准教授
3		博物関係 井上 一稔	同志社大学文学部文化史学科教授
4		博物関係 穂積 裕昌	三重県埋蔵文化財センター所長
5		博物関係 福田 良彦	三重県総合博物館学芸員
6		美術関係 四辻 秀紀	名古屋経済大学経営学部経営学科特別教授
7		美術関係 菅谷 富夫	大阪中之島美術館館長
8	芭蕉翁顕彰関係	植田 美由喜	公益財団法人芭蕉翁顕彰会
9	公共的団体を代表する者	中村 忠明	公益財団法人伊賀市文化都市協会
10		長谷 康弘	一般社団法人伊賀上野観光協会
11	市民からの公募による者	笹山 忠臣	
12		辻本 恭子	
13		友田 律子	



【資料2】

# 伊賀市美術博物館

## 基本構想

### (中間案)

伊賀市



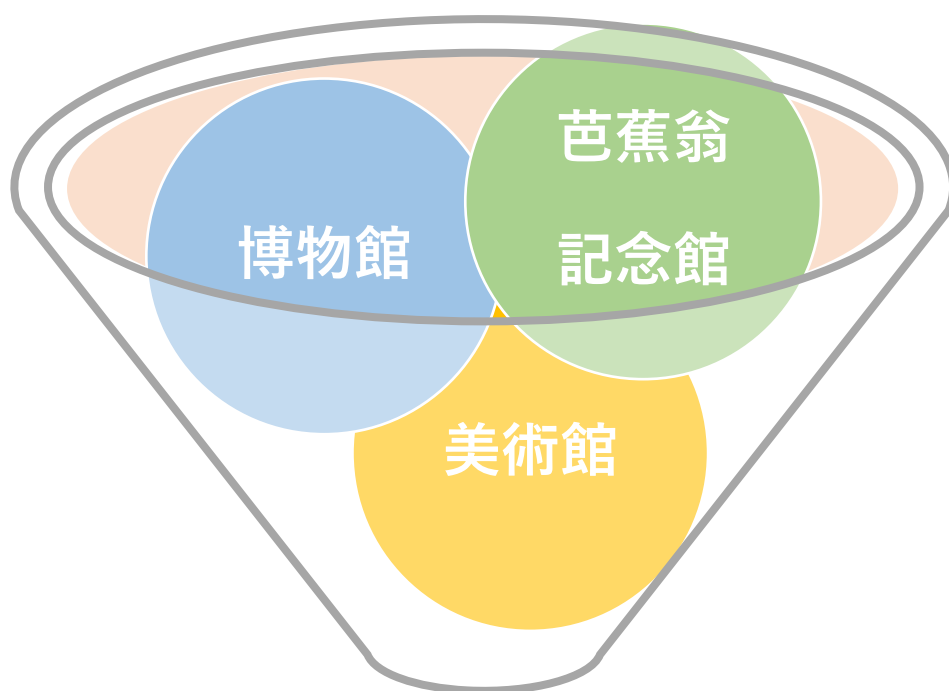
# 目次

---

美術博物館とは	1
はじめに	2
第1章 美術博物館基本構想の背景	3
伊賀市の「これまで」	3
基本構想の位置づけ	5
伊賀市の「現状と課題」	7
美術博物館の「必要性」	8
第2章 めざす姿・基本理念と方向性	9
美術博物館のめざす姿	9
美術博物館の基本理念	10
美術博物館の方向性	11
第3章 美術博物館の管理運営	13
第4章 美術博物館の立地場所	14
第5章 今後の進め方	16
おわりに	

# 美術博物館とは

伊賀市では、芭蕉翁顕彰のさらなる推進を図るために、懸案となっている新しい芭蕉翁記念館を含め、博物館と美術館を兼ね備えた施設を「美術博物館」と総称し、その建設に向けた検討を進めます。



## 伊賀市の歴史文化振興の拠点となる施設

伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例

令和5年3月28日条例第2号

(設置)

第1条 新しい芭蕉翁記念館の機能を含む美術博物館（以下「美術博物館」という。）の建設に関し、専門的かつ広範な見地から検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市美術博物館建設準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## はじめに

伊賀市は四方を山に囲まれた山間部に位置していますが、古来より都であった奈良や京都に隣接する地で、都と伊勢を結ぶ大和街道、伊賀街道、初瀬街道を有しています。また、商都大阪にも木津川を通じてつながっているという地域性から、古代・中世においては大和・京文化の影響を強く受けながらも、内陸の盆地という地理的条件から独自の文化を醸成してきました。

こうした背景のもと近世には、日本の詩歌文芸に革新をもたらし、今日につづく俳諧・俳句を確立した俳聖松尾芭蕉（以下、「芭蕉翁」という。）が、この伊賀の地で生まれました。そして芭蕉翁が青年期まで過ごし、折に触れ里帰りをし、創作活動をおこなった上野城下町を中心として、都市文化が花開きました。

また、近世を通じて伊賀国は藤堂藩により治められていたことから、当時の暮らしの様子を知る古文書や、絵画など、さまざまな文物が現代にも引き継がれてきました。

近代以降は芸術の町として全国に誇る芸術家を数多く輩出してきました。

これらの資料は、伊賀市を理解するために欠かせない、かけがえのない貴重な遺産で、「伊賀市民の宝物」ともいうべきものです。これらをしっかりと保存・継承して、未来の市民へ伝えていくという責務を私たちは担っています。その任に応えるために、今回「伊賀市美術博物館」を建設する計画を立ち上げました。

美術博物館は、これらの「伊賀市民の宝物」を、適切に保存・管理し、研究し、公開・活用してその価値を高めながら、未来に引き継いでいくための施設です。また市民が身近なところで、歴史文化に触れる場を作ることで、文化の向上をめざすとともに、未来を担う子どもたちの豊かな感性を育て、伊賀市と伊賀市の歴史文化を大切にすることを育むための拠点となります。

その検討の出発点として、美術博物館の建設に関する課題、目的、方向性などを明確にするため、ここに基本構想としてまとめることとしました。

# 第1章 美術博物館基本構想の背景

## 伊賀市の「これまで」

### 芭蕉翁記念館の建設

伊賀市では、芭蕉翁の生誕地として、昭和初期から芭蕉翁顕彰の施設の建設を進めてきました。芭蕉翁 250 年忌を機に俳聖殿と芭蕉文庫の建設があわせて検討されました。芭蕉翁を顕彰し、その偉業を後世に伝えようとする篤志者らにより収集され、旧上野市に寄贈された芭蕉翁の筆跡や関連資料を核として、1951（昭和 26）年旧上野市立図書館内に芭蕉文庫が設置されました。その後、独立した施設として「芭蕉文庫」の建設が望まれ、1955（昭和 30）年 8 月に「芭蕉会館」の建設計画が完成し、自身も俳人であった（株）間組社長、神部満之助氏から建設にかかる篤志寄付の申し出により、1959（昭和 34）年 6 月に竣工し、同年 10 月 10 日「芭蕉翁記念館」として開館しました。

### 新芭蕉翁記念館の建設に係る検討

1994（平成 6）年 10 月、芭蕉翁記念館は、施設の老朽化、収集保存及び展示機能などの諸問題が表面化してきたため、「芭蕉翁生誕 350 年記念事業」の一環として、旧上野市が新館建設を検討する「芭蕉翁記念館建設検討委員会」を設置して、1998（平成 10）年 1 月、「芭蕉翁記念館建設にかかわる答申」が検討委員会から提出されました。この答申を受け、庁内で協議を進めましたが、具体的な時期や場所などの結論には至りませんでした。

市町村合併後の 2007（平成 19）年 11 月には、「（仮称）新芭蕉翁記念館整備検討委員会」を設置して検討した結果、翌年 4 月、基本構想が市に答申され、「（仮称）新芭蕉翁記念館基本構想」を策定しました。この基本構想を受けて、2008（平成 20）年 7 月、（仮称）芭蕉翁記念館基本計画検討委員会を設置して検討した結果、翌年 3 月、基本計画が市に答申され、「（仮称）新芭蕉翁記念館基本計画」を策定しました。

しかし、各関係機関との調整が難航したことから、計画を再度検討することとなりました。2013（平成 25）年 2 月、「（仮称）芭蕉翁記念館事業計画検討委員会」を設置して検討した結果、建設候補地として「市役所北庁舎跡」「桃青中学校跡」「上野図書館」の 3 箇所が示されました。しかし、同時期に市庁舎移転や旧上野市庁舎・上野図書館の整備計画が議論されていたことから、それらの検討結果が出るのを待つことになりました。

**芭蕉翁** : 1644 年に現在の三重県伊賀市で生まれました。

**芭蕉翁顕彰会** : 旧上野市、旧伊賀町それぞれの芭蕉翁顕彰会により様々な活動が行われてきました。2007（平成 19）年 4 月 1 日に両顕彰会が統合され、（財）芭蕉翁顕彰会として市内全域で顕彰活動を行っています。

---

## 資料館の統廃合

伊賀市合併前、多くの旧市町村には、歴史・考古・民俗の資料を展示する資料館が設置されていました。

合併後、類似施設を統廃合するという方針により、2011（平成 23）年 3 月末に島ヶ原資料館と阿山ふるさと資料館を廃止しました。また、2015（平成 27）年に策定された「公共施設最適化計画」を受けて、2017（平成 29）年 2 月末に上野歴史民俗資料館を廃止し、さらに、2020（令和 2）年 3 月末には施設の耐震性能が不足していた柘植歴史資料館を廃止しました。

その結果、伊賀市内において考古・歴史・民俗の資料を観覧することができるのは、大山田郷土資料館のみとなっています。

## 文化財の保存・活用と博物館などの施設の整備

県内最多の指定文化財数を誇る伊賀市は、2023（令和 5）年 7 月に「伊賀市文化財保存活用地域計画」を策定し、豊かな歴史文化を地域の資産として保存・継承するとともに活用し、地域総がかりで魅力ある地域づくり、まちづくりの実現に寄与することを掲げました。ここでは、文化財を保存・活用するための 4 つの取り組みとして、調査研究・保存管理・普及啓発・活用を掲げ、歴史や文化財を楽しむ機会の充実に努めるための取り組みとして、博物館などの整備を検討するとしています。

## 美術館建設に係る動き

2006（平成 18）年 2 月、「美術館建設を推進する会」から市へ、約 9,200 人の市民の署名を添えて、旧上野市街中心部の文化関連施設近くに美術館の建設を求める陳情書が提出されました。同年 6 月には、伊賀市議会に美術館建設を求める請願が提出され採択されました。また、2014（平成 26）年 1 月には、「美術館建設を求める会」が市へ、旧上野市庁舎に美術施設だけでなく、芭蕉翁記念館や歴史的博物館などを複合した施設の建設を求める要望書が提出されました。

## 基本構想の位置づけ

基本構想は、「第2次伊賀市総合計画第3次基本計画」、「伊賀市文化振興条例」をはじめ、「伊賀市文化振興ビジョン」、「伊賀市文化振興プラン」、「伊賀市教育大綱」、「伊賀市文化財保存活用地域計画」といった伊賀市の文化行政に係る計画などとの整合・適応を図りながら、(仮称)新芭蕉翁記念館基本構想を基に策定します。

# 美術博物館 基本構想

## (仮称) 新芭蕉翁記念館基本構想

第2次伊賀市総合計画第3次基本計画



### 施策 6-3 文化・芸術

市民誰もが暮らしの中で文化・芸術に触れることにより豊かな感性と創造力を育むことができるよう、機会の提供と充実に努める。

文化振興プランに沿って文化・芸術振興の具体的な取り組みを進めることで市民の文化・芸術意識の向上を図る。

多くの人に親しまれる顕彰事業や芭蕉翁記念館の運営を行うことと、人づくり・まちづくりにつながる新芭蕉翁記念館の整備に向けた検討を進める。

### 施策 6-4 歴史・文化遺産

貴重な歴史資料や文化財を調査・保存・管理し、それらに関する情報を発信・提供するとともに活用に努める。

身近な歴史や文化財の成り立ちや価値を伝えるため展示施設の整備に努める





## 伊賀市文化振興条例

### 前文

文化薫る伊賀市の風土は、先人のたゆまぬ努力によって今日まで大切に受け継がれてきました。文化芸術の担い手は私たち市民であり、一人ひとりが文化芸術の主役としてその歴史を大切にしながら次世代へと引き継ぎ、将来にわたり持続可能な文化都市を形成していくことが必要です。

### 基本方針

- 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出
- 施設の整備と有効活用による文化芸術環境の整備



## 伊賀市文化振興ビジョン・プラン

### 5-2 基本方針④

発掘や寄贈等によって収集された埋蔵文化財や美術品等を集中的に管理するための施設の確保も必要となります。これらの保管品を資料化し、ホームページや冊子、特別展示などで公開することで、文化遺産として次代に引き継ぎます。

- 指定文化財などの貴重な資料・史料の公開
- 公的に収集（寄贈含む）した芸術作品などの保管場所の確保
- 収集品の資料化と公開展示



## 伊賀市教育大綱

### 基本方針 5 芸術・文化

文化遺産継承の推進「先人から大切に引き継がれてきた地域の貴重な歴史や芸術・文化は人々の創造性を育み、人々の心のつながりや多様性を受け入れる豊かな社会を創造する原動力となる。このため、市民がさまざまな芸術や文化、文化財に親しむ機会の充実とともに、文化活動へ参画できる環境を市民と共に整備していく。」



## 伊賀市文化財保存活用地域計画

### 第5章 文化財の保存・活用に関する基本理念、方針と取り組み

文化財を保存・活用するための4つの取り組み、調査研究・保存管理・普及啓発・活用を定め、歴史や文化財を楽しむ機会を充実にするための取り組みとして、博物館等の施設の整備の検討を掲げている。

# 伊賀市の「現状と課題」

## 地域の魅力を知る機会

子ども達が文化芸術に触れることは、豊かな人間性を育む礎となります。優れたものや芸術的なもの、そして様々な歴史文化に触れることで、想像力、表現力、多様性などが育まれます。

しかしながら、市民アンケートの結果、10代の若者の約60%がこの1年間に美術作品や文化財を展示する施設に行ったことがないとの回答でした。未来を担う子ども達にとって、「伊賀市の歴史文化を知る機会」、「地域への愛着や誇りを育む機会」、「豊かな感性を育む機会」が不足している状況は大きな問題だと考えます。

## 伊賀市の豊かな歴史文化の認知

伊賀市は自然に恵まれ、芭蕉翁をはじめとする俳諧資料、県内最多の指定文化財が所在する歴史、考古、民俗、工芸品、美術品などの宝庫であります。しかしながら、その魅力が市内はもとより、国内ひいては国外において広く知られていない状況にあります。特に、市民の心のよりどころとなっている俳聖松尾芭蕉のふるさとであるという重要なことからであっても、十分に認識されているとはいえません。

伊賀市の豊かな歴史文化の価値を十分に活かしきれていないという課題があります。

## 歴史文化遺産を適切に保存する施設の現状

芭蕉翁記念館は、1959（昭和34）年に建設された施設ですが、老朽化が深刻な課題となっており、芭蕉翁をはじめとする俳諧資料の適切な保存・展示に支障をきたしています。また、歴史、考古、民俗、工芸品、美術品などについても、既存施設を利用して保存していることから良好な環境とは言えません。この課題を解決しないままでは、これら貴重な歴史文化遺産が失われてしまいます。

さらに、歴史文化遺産を適切に保存管理して、また調査研究を行うためには、学芸員を適正に配置する必要がありますが、その学芸員が不足していることも大きな課題となっています。

# 美術博物館の「必要性」

## 未来をひらく力、未来を担う子ども達のため

文化芸術に触れることで豊かな感性が生まれ、異なる視点や感情に触れることで共感性が育まれます。美術博物館は、この文化芸術が持つ力を「未来をひらく力」へと発展させ、文化力向上に寄与します。

特に、伊賀市の未来を担う子ども達には、地域への愛着や誇りを育む機会、豊かな心を育む機会を提供します。また、多様な学びの機会も提供します。

美術博物館は、社会教育施設として、未来への投資を行い、将来を担う人づくりに寄与する重要な場所です。

## 伊賀市の魅力発信

美術博物館は、自然に恵まれた伊賀市の豊かな歴史文化の調査・研究の拠点として、伊賀市の魅力を国内外に向けて積極的に発信します。さらに、訪れた多くの人々に感動を与える施設をめざすことで、リピーターを増やして、地域の賑わいの創出を図ります。

特に、俳聖松尾芭蕉を生み育てた伊賀市の認知度を高め、「訪れたいまち」となるよう活動を展開します。

## 多様性を認め合う社会の実現

美術博物館は、多彩な展示やワークショップなどのプログラムを通じて、歴史文化に触れる機会を提供し、多様な価値観を持つ人々が、様々な体験を共有して交流する場となります。歴史文化に対する理解を深め、異なる価値観や違いを尊重することにより、お互いを理解し合う心を育み、多様性を認め合う社会の実現につなげます。

## 歴史文化遺産の保護

伊賀市の歴史文化に関連する資料は、長い歴史の中で大切に受け継がれてきたかけがえのない遺産です。これらは市民共有の財産でもあります。このひとたび失われれば二度と戻らない大切な財産を守り、将来にわたって引き継いでいくことは私たちに与えられた重要な責務です。美術博物館は、収蔵庫を設置し学芸員を適正に配置して、貴重な歴史文化遺産を適切な環境のもとで保存管理し調査研究を行い、活用していく施設として、重要な役割を果たします。

## 第2章 めざす姿・基本理念と方向性

### 美術博物館のめざす姿

芭蕉翁ゆかりの場所は各地に点在していますが、芭蕉翁のふるさとは、「伊賀市」だけです。

この世界的な偉人を輩出した伊賀市は、芭蕉翁の俳文学・伊賀焼・伊賀流忍者・能・伝統行事など、固有の文化を育んできました。また、絵画、書、文学など様々な分野で多くの偉大な文化人や芸術家も輩出してきました。そのほか、歴史的な遺産や様々な遺跡なども数多く有しています。この溢れる歴史文化は、まさに「伊賀の歴史文化」を象徴しています。

美術博物館は、「芭蕉翁のふるさと」を誇り、「伊賀の歴史文化」を守り、人々が豊かな心を育む場となり、持続可能なまちづくりに貢献する「ひろがる未来への拠点」をめざします。

## 芭蕉翁のふるさと

### 伊賀の歴史文化

### ひろがる未来への拠点



## 美術博物館の基本理念

育む

### 創造の拠点

市民や未来を担う子ども達が、様々な歴史文化に触れ、豊かな心を育み、成長する創造の拠点となります。

社会教育施設として、未来に投資します。

伝える

### 情報発信の拠点

俳聖松尾芭蕉を生み育てた伊賀市の魅力を発信する拠点となり、「訪れたいまち」として注目される活動を展開します。

集う

### 交流の拠点

国内外を問わず多様な歴史文化を通じて、さまざまな交流を生み出し、互いを理解し合う心を育む拠点となります。

守る

### 保存継承の拠点

伊賀市が誇る豊かな歴史文化を適切に保存管理する環境を整備して、未来へ引き継いでいく拠点となります。

## 育む

### 地域への愛着と誇りを育む

芭蕉翁の業績を讃え後世に継承することは、俳聖松尾芭蕉のふるさと伊賀市にとって重要な使命です。芭蕉翁をはじめ、伊賀市の歴史文化を通じて、地域の魅力を知り地域の誇りを共有することで、地域への愛着心を育みます。

### 創造性を育む

歴史文化に触れることができる体験性や創造的で斬新なアイデアを盛り込んだ展示などを通じて、来館者に新たな気付きを与え創造するきっかけを提供します。

### 未来を担う人材を育てる

社会教育施設として、未来を担う人材を育てる役割を担い、子どもや若者の好奇心を喚起する展示や、豊かな感性や共感性を育むためのワークショップなどのプログラムを提供して、持続的で発展的な地域づくりを担う人材を育てます。

また、教育機関などとの連携を深め、子どもや学生に伊賀市の歴史文化についての学習機会を提供します。

## 伝える

### 賑わいの創出

SNS やウェブサイトなど様々な手段を駆使して、伊賀市の魅力的な歴史文化を国内外に広く発信し、伊賀市の魅力の周知に努めます。そして、企画展やイベントなどの情報を発信することで、多くの来訪者を呼び込み、地域の賑わいの創出に寄与します。あわせて、伊賀市の豊かな歴史文化資源、観光資源などへの誘導を促す取り組みを行います。

### さまざまなつながりを活かす

美術博物館の活動をより充実させるためには、全国の芭蕉翁や俳句関連の施設団体、博物館、美術館をはじめ、市内外の文化観光施設団体などとのさまざまなつながりが重要となります。この「つながり」を活かし、全国各地に伊賀市の魅力を伝えます。



集う

## さまざまな交流

市内外の多彩な文化芸術に触れる機会や、多様な主体との連携・協働によるワークショップなどのプログラムを提供することで、さまざまな交流を生み出します。

多様な価値観や違いを知り、お互いを理解し合う心を育む場となります。

## 憩い集う場所

美術博物館は、誰もが身近に伊賀市の歴史文化に触れ親しむことができる場所となることが大切です。気軽に訪れることができ、居心地の良い場所となることをめざします。



守る

## 伊賀の歴史文化・俳文学の拠点

伊賀の歴史文化や芭蕉翁をはじめとする俳諧・俳句関連の資料を適切に保存管理し未来へと引き継ぎます。伊賀の歴史文化に関する研究の中心的な存在となり、芭蕉翁に関する研究と俳文学研究においては、全国の中心的存在となることをめざします。

### 『保存管理機能』

収蔵庫を設置するとともに、学芸員を適切に配置して、歴史文化の資料を適正に保存管理する体制を整えます。

### 『調査研究機能』

伊賀市の歴史文化に関する資料や芭蕉翁ならびに俳諧・俳句関連の資料について、専門的な調査研究を行います。

## 第3章 美術博物館の管理運営

美術博物館の基本的な機能活動を充実させるためには、適切な管理運営が不可欠です。

### 運営組織

美術博物館を円滑に管理運営するため、以下のとおり重点を置きます。

- ◎館長、学芸員、事務職員など必要な人員を配置して、美術博物館の機能を発揮します。
- ◎ボランティアスタッフなどとの連携・協働の輪を広げます。

### 運営形態

管理運営の手法としては、市の直営のほか、指定管理者制度、PFI方式などがあります。美術博物館の魅力を最大限に引き出し、中長期にわたって最適な管理運営を行う手法を検討します。

### 財源の確保

持続的で適切な管理運営を確立するためには、十分な財源の確保は必須です。

特に社会教育施設として、伊賀市の未来を担う人材を育てる「未来への投資」という観点から、十分な予算を確保できるよう努めます。

そのほか、美術博物館に対する賛同者を増やし、寄付金や協賛金によって財源調達できる方策を検討します。

---

**指定管理者制度**：公共施設の維持管理運営を公共が指定する民間が代行して行うことを可能にした制度のことです。

**PFI方式**：公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法です。



## 第4章 美術博物館の立地場所

美術博物館の機能を発揮させるためには、一定規模の施設や十分な敷地を確保する必要があります。立地場所を選定するにあたり、次のとおり必要条件を設定しました。

### ① 市有地の活用

事業期間を延ばさない、事業費を増やさないとの観点から、市が所有する土地のうち、ある程度の広さを有する土地に立地することとします。

### ② アクセス・連携の利便性

立地場所は、市民アンケートでも回答が多かった、「公共交通機関などアクセスのよい場所」、「他の観光施設、文化施設、学校などと連携しやすい場所」とすることとします。

市民はもとより、国内外を問わず、すべての年齢層の人に利用してもらうためには、公共交通機関や道路を使ってアクセスしやすい場所にあることが重要となります。さらには、市民、児童・生徒や観光客などの利用につなげるため、回遊性に配慮し、他の施設と連携しやすく、誘客につながる取り組みを図りやすい場所にあることも重要です。

### ③ 芭蕉翁ゆかりの地

芭蕉翁記念館の活動という観点から、芭蕉翁ゆかりの場所、またゆかりの施設と連携しやすい場所に立地することとします。

### ④ 市の財政支出を抑える財源の確保

美術博物館建設には多額の事業費が予想されることから、建設費に対し、国の補助金や起債などを活用して、市の財政支出を抑えることが重要です。そのため、補助金等を活用できる場所に立地することとします。

### ⑤ その他

災害に対する備え、或いは将来の増改築や様々な活動を見越して余裕を持った土地利用に対応できることとします。

## 建設候補地

建設候補地は、何より「アクセス」「連携」のしやすさという観点が重視されます。そこで、伊賀鉄道やコミュニティバス「にんまる」、三重交通バスの発着地である上野市駅の周辺にあって、伊賀上野城・伊賀流忍者博物館などの観光施設、新上野図書館・旧崇広堂などの文化施設、また史跡芭蕉翁生家など芭蕉翁ゆかりの施設と連携しやすい中心市街地北東部エリアが、他地域より優位性があるとの結論に達しました。次に、市有地であり、かつ財源の確保或いは災害に対する備え等の必要条件を踏まえて、「桃青中学校跡」と「上野図書館」を抽出しました。

そのうえで、十分広い敷地面積を有し、水害などの災害の影響も少ない「桃青中学校跡」を優位とするに至りました。

なお、当該土地への建設には、都市計画法に定める用途地域の変更手続きが必要です。



### 【桃青中学校跡】

住 所：伊賀市上野丸之内 117 番地 14

面 積：12,480 m<sup>2</sup>

用途地域：第一種中高層住居専用地域

(建蔽率 60%、容積率 200%) 用途制限あり

アクセス：上野公園入口から 約 450m、徒歩約 6 分

上野市駅から 約 550m、徒歩約 7 分

※ここは、江戸時代、上野城内の「伊予之丸」でした。

## 第5章 今後の進め方

### スケジュール

内 容	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
基本構想	↔							
基本計画		↔						
基本(概略) 設計			↔					
実施設計				↔				
建築工事					↔	↔		
展示工事						↔	↔	
開館								↔

※運営形態によって、スケジュールは前後します。

## おわりに

伊賀市には、数多くの貴重な俳諧資料や歴史文化資料などが現存しています。しかしながら、それらの資料を保存・管理するうえで最も重要となる収蔵庫がないということが最大の問題となっています。あわせて、俳諧関係以外では学芸員も確保されていません。従前から、新しい芭蕉翁記念館の議論が容易に進まなかった経緯がありましたが、このことは看過できない喫緊の課題です。

この課題を1日でも早く解決するために、速やかに基本計画の策定に着手し、美術博物館が実現できるよう、建設に向けた議論を遅延なく進めることを強く望みます。

伊賀市美術博物館建設準備委員会

伊賀市美術博物館基本構想（中間案）

2024（令和6）年2月

発行 伊賀市

## 総合教育会議資料

### 「伊賀市学校みらい構想」について

- 伊賀市学校みらい構想検討委員会設置要綱
- 検討委員会委員名簿
- 諮問書（写）
- 資料1 伊賀市の小中学校の現状について
  - ① 人口の推移
  - ② 児童生徒数の推移
  - ③ 校区再編の経緯
  - ④ 市立小学校・中学校の名称及び位置
  - ⑤ 令和5年度以降10年間の小中学校児童生徒数推計
  - ⑥ 学校別学年学級数の推計
  - ⑦ 学校施設の現状
  - ⑧ 学校教育の取組
- 資料2 伊賀市学校みらい構想基本計画について
- 資料3 今後の望ましい教育環境について
- 資料4 伊賀市学校みらい構想検討委員会の進め方(スケジュール)

教育委員会事務局教育総務課

伊賀市学校みらい構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域の実情を踏まえた教育環境の改善及び充実にを図ることを目的に、市内の公立小学校及び中学校のふさわしい規模、配置、学校体系や教育環境のあり方を検討するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市学校みらい構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 学校みらい構想基本計画の策定に関すること。
- (2) 今後の望ましい教育環境に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校のPTAを代表する者
- (3) 中学校のPTAを代表する者
- (4) 小学校長を代表する者
- (5) 中学校長を代表する者
- (6) 地域を代表する者
- (7) 関係団体を代表する者
- (8) 市民からの公募による者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門的な事項について調査検討するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員会の同意を得て選任された者をもって構成する。
- 3 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月29日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

## 伊賀市学校みらい構想検討委員会委員名簿

任期：2023（令和5）年12月20日から所掌事務が完了する日まで  
（設置要綱第4条第2項）

区 分		所 属	氏 名	備 考
1	1号委員	学識経験者	三重大学大学院地域イノベーション学研究科准教授	水木 千春
2	1号委員	学識経験者	元上野高等学校長	土肥 稔治
3	2号委員	小学校のPTAを代表する者	伊賀市PTA連合会	今岡 亜彌
4	3号委員	中学校のPTAを代表する者	伊賀市PTA連合会	佐々木 綾
5	4号委員	小学校長を代表する者	伊賀市校長会（上野西小学校長）	森永 宏
6	5号委員	中学校長を代表する者	伊賀市校長会（霊峰中学校長）	福岡 順子
7	6号委員	地域を代表する者	上野地区住民自治協議会代表者会議	松生 龍治
8	6号委員	地域を代表する者	柘植地域まちづくり協議会	村主 憲一
9	6号委員	地域を代表する者	島ヶ原地域まちづくり協議会	川北 和一
10	6号委員	地域を代表する者	阿山地区住民自治協議会連絡会	田中 康裕
11	6号委員	地域を代表する者	阿波地域住民自治協議会	築田 マリ子
12	6号委員	地域を代表する者	青山住民自治協議会会長連絡会議	上田 康則
13	7号委員	関係団体を代表する者	伊賀市教育委員	野口 徹
14	7号委員	関係団体を代表する者	就学前児童保護者（白鳳幼稚園保護者会）	田島 志保里
15	7号委員	関係団体を代表する者	就学前児童保護者（新居保育所保護者会）	今村 慶子
16	8号委員	市民からの公募による者		川島 麻衣子
17	8号委員	市民からの公募による者		福岡 光善
18	9号委員	市長が必要と認める者	元伊賀市教育行政評価委員	加納 圭子

### 事務局

教育委員会教育長	谷口 修一
教育委員会事務局長	滝川 博美
教育委員会事務局教育総務課長	川北 喜道
教育委員会事務局学校教育課長	茶本 康一
教育委員会事務局教育総務課政策係長	藤岡 史江
教育委員会事務局教育総務課政策係主任	藤山 善之

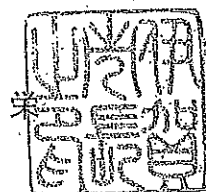




伊 教 総 第 1442 号  
2023(令和5)年 12 月 20 日

伊賀市学校みらい構想検討委員会  
委員長 様

伊賀市長 岡 本



伊賀市学校みらい構想について (諮問)

伊賀市立小学校・中学校において、次世代を担う児童生徒を健全に育成するための望ましい学習集団の形成と活力ある学校づくりを目指すため、伊賀市学校みらい構想検討委員会設置要綱第2条の規定により、下記事項について諮問します。

記

1. 学校みらい構想基本計画の策定について
2. 今後の望ましい教育環境について

【諮問理由】

伊賀市の子どもたちにとって望ましい教育環境を整え、学校教育の充実を図ることを目的に平成16年2月に策定した「上野市校区再編計画」は、平成16年11月の市町村合併により「伊賀市校区再編計画（基本計画）」として阿山地区を加え、継続実施してきました。学校教育の充実を最優先するという立場に重点を置き、校区の再編を推進することで、市域全体において、児童生徒を健全に育成するための望ましい学習集団の形成と、活力ある学校づくりについて一定の成果を上げることができたと考えています。

しかしながら、計画策定から、今日までの間、児童生徒を取り巻く環境は、社会情勢等により大きく変化し、児童生徒数は、年々減少を続け、平成15年度の8,642人から令和5年度には5,907人(2,735人減)となっていま

す。それに伴い、市内の公立小学校18校、中学校10校のうち、令和5年度の全校児童生徒数が100人未満の学校は小学校6校、中学校2校となっており、多くの学校で一定規模を前提とした教育活動が成立しにくい状態になってきています。

今後もさらに市全体の人口減少が予想されている中、学校教育の充実に重点を置くとともに、市内の公立小学校及び中学校のふさわしい規模、配置、小中一貫教育や小規模特認校などの学校体系、通学方法や保護者負担などの教育環境、地域との連携や協働による学校づくりなどの検討を行うことが重要と考えています。

このようなことから、地域の実情を踏まえた望ましい学校区や教育環境のあり方について諮問を行うものであります。

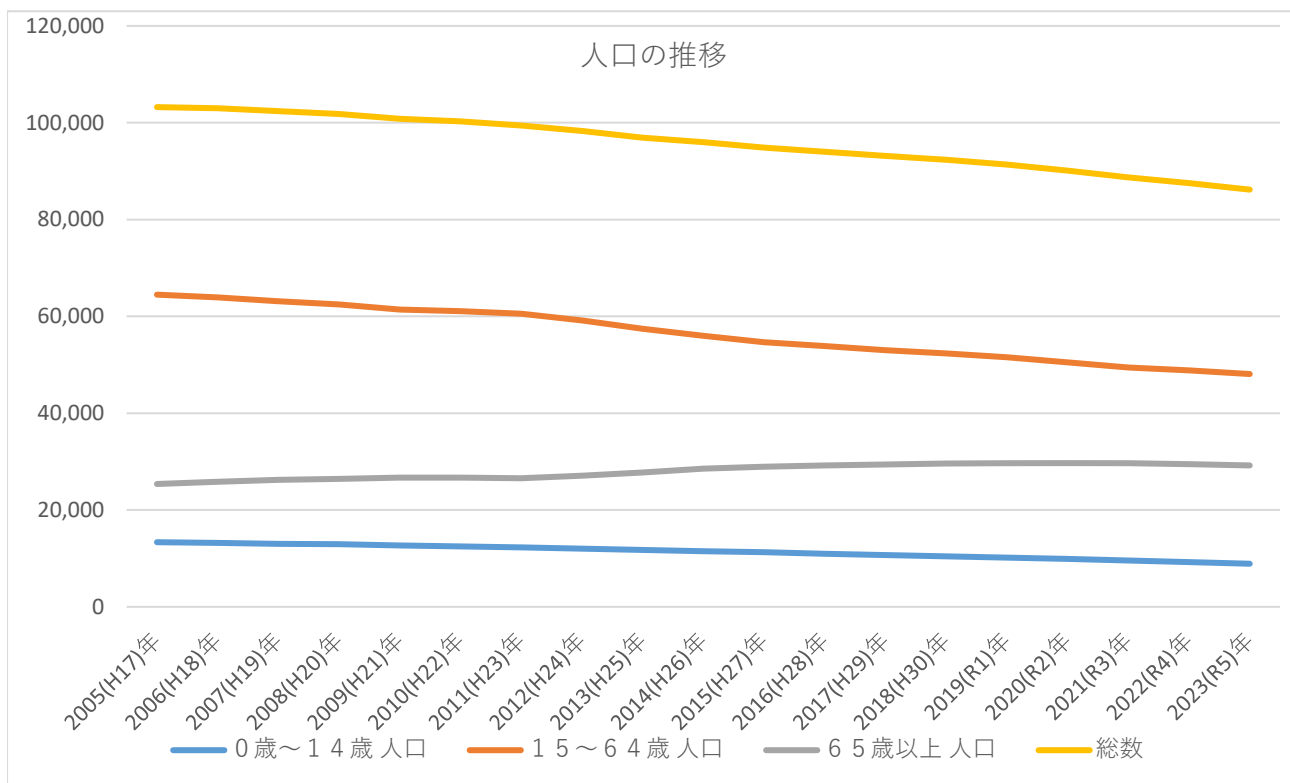
## 伊賀市の小中学校の現状について

- ① 人口の推移
- ② 児童生徒数の推移
- ③ 校区再編の経緯
- ④ 市立小学校・中学校の名称及び位置
- ⑤ 令和5年度以降10年間の小中学校児童生徒数推計
- ⑥ 学校別学年学級数の推計
- ⑦ 学校施設の現状
- ⑧ 学校教育の取組

## ① 人口の推移

伊賀市の人口は、2004（平成16）年の市町村合併以降、減少が進んでいる状況が続いており、2023（令和5）年現在の総人口は、86,182人と2005（平成17）年からの18年間で約17,000人、16.5%減少しています。

年齢3区分での0歳から14歳人口についても、2005（平成17）年の13,356人から33.3%減少の8,909人となっており、急速な少子化が進行しています。



年次	伊賀市	上野地区	いがまち地区	島ヶ原地区	阿山地区	大山田地区	青山地区
2005(平成17)年	103,227	(63,593)	(11,033)	(2,794)	(8,264)	(5,903)	(11,640)
2010(平成22)年	100,288	(62,652)	(10,720)	(2,520)	(7,844)	(5,570)	(10,982)
2015(平成27)年	94,847	(59,844)	(9,993)	(2,314)	(7,317)	(5,225)	(10,154)
2020(令和2)年	90,097	(57,479)	(9,531)	(2,108)	(6,769)	(4,884)	(9,326)
2021(令和3)年	88,700	(56,617)	(9,340)	(2,043)	(6,627)	(4,867)	(9,206)
2022(令和4)年	87,544	(55,996)	(9,193)	(1,999)	(6,504)	(4,834)	(9,018)
2023(令和5)年	86,182	(55,175)	(9,058)	(1,947)	(6,333)	(4,787)	(8,882)

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

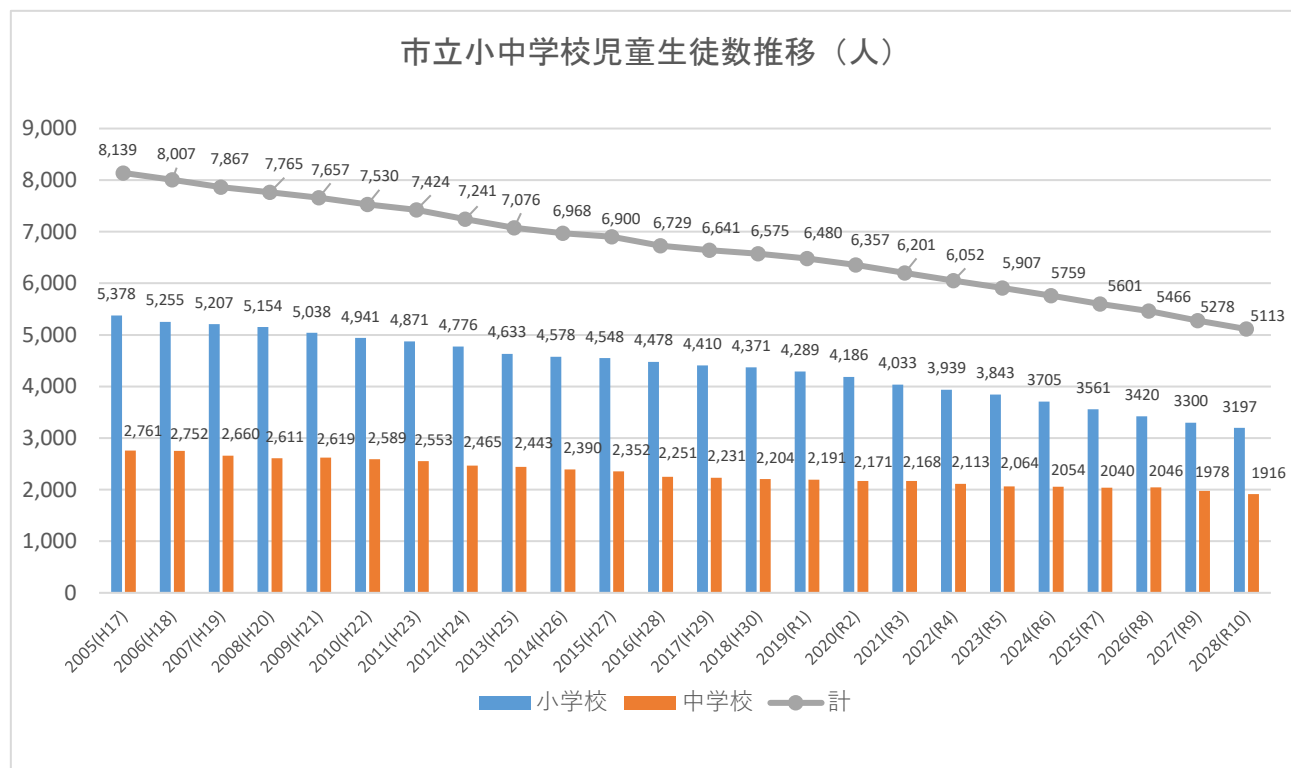
### 年齢3区分別人口

年次	0歳～14歳		15～64歳		65歳以上		計
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
2005(平成17)年	13,356	12.9%	64,488	62.5%	25,383	24.6%	103,227
2010(平成22)年	12,478	12.4%	61,080	60.9%	26,730	26.7%	100,288
2015(平成27)年	11,276	11.9%	54,652	57.6%	28,919	30.5%	94,847
2020(令和2)年	9,924	11.0%	50,484	56.0%	29,689	33.0%	90,097
2021(令和3)年	9,581	10.8%	49,433	55.7%	29,686	33.5%	88,700
2022(令和4)年	9,272	10.6%	48,821	55.8%	29,451	33.6%	87,544
2023(令和5)年	8,909	10.3%	48,092	55.8%	29,181	33.9%	86,182

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## ② 児童生徒数の推移

伊賀市立小・中学校の児童生徒数は、2005（平成17）年以降、減少傾向であり、2023（令和5）年には、5,907人となり、2,232人、27.4%の減少となっています。今後も減少傾向は続き、2028（令和10）年には、5,100人程度になることが予想されています。



2023（R5）年までは各年5月1日現在  
2024（R6）年から2028（R10）年までは推計値

### 地区別児童生徒数の推移

	年次	伊賀市	上野地区	いがまち地区	島ヶ原地区	阿山地区	大山田地区	青山地区
小学校児童	2003（平成15）年	5,546	(3,283)	(663)	(106)	(451)	(301)	(742)
	2008（平成20）年	5,154	(3,217)	(554)	(118)	(459)	(266)	(540)
	2013（平成25）年	4,633	(3,139)	(395)	(92)	(325)	(235)	(447)
	2018（平成30）年	4,371	(2,979)	(420)	(67)	(312)	(207)	(386)
	2023（令和5）年	3,843	(2,586)	(374)	(67)	(241)	(219)	(356)
中学校生徒	2003（平成15）年	3,096	(1,744)	(379)	(64)	(252)	(189)	(468)
	2008（平成20）年	2,611	(1,541)	(295)	(49)	(258)	(154)	(314)
	2013（平成25）年	2,443	(1,527)	(249)	(55)	(227)	(119)	(266)
	2018（平成30）年	2,204	(1,488)	(195)	(57)	(150)	(125)	(189)
	2023（令和5）年	2,064	(1,357)	(209)	(39)	(163)	(101)	(195)

各年5月1日現在

### ③ 校区再編の経緯

伊賀市立小・中学校の校区再編は、平成16年2月に策定した上野市校区再編計画を平成16年11月の市町村合併により、「伊賀市校区再編計画（基本計画）」として阿山地区を加え、継続実施し、学校区再編検討の必要な地域における計画策定の指針としての役割を果たしてきました。

これまでの小中学校の統廃合等の推移については、伊賀市合併前の旧市町村で2002（平成14）年に開校していた小学校29校、中学校12校が、2023（令和5）年に上野南小学校が開校したことにより、小学校18校、中学校10校に再編され、これまでの校区再編計画に基づく統廃合は一旦終了したものと考えています。

学校教育の充実を最優先するという立場に重点を置き、校区の再編を推進することで、市域全体において、児童生徒を健全に育成するための望ましい学習集団の形成と、活力ある学校づくりについて一定の成果を上げることができたと考えています。

#### 市立小・中学校数の推移

	年次	伊賀市	上野地区	いがまち地区	島ヶ原地区	阿山地区	大山田地区	青山地区
小学校	2002(平成14)年	29	(16)	(3)	(1)	(4)	(2)	(3)
	2004(平成16)年	27	(16)	(3)	(1)	(4)	(2)	(1)
	2005(平成17)年	26	(16)	(3)	(1)	(4)	(1)	(1)
	2015(平成27)年	23	(14)	(3)	(1)	(3)	(1)	(1)
	2016(平成28)年	22	(14)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)
	2020(令和2)年	21	(13)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)
	2021(令和3)年	20	(13)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2023(令和5)年	18	(11)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)
中学校	2002(平成14)年	12	(6)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2009(平成21)年	11	(5)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2012(平成24)年	10	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
	2023(令和5)年	10	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)

各年4月1日現在  
※休校を含む

# 小学校の校区再編状況

地区	小学校	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	備考		
上野	上野東	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
	上野西	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
	久米	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
	府中	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
	中瀬	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
	友生	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
	依那古	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
	比自岐	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	暫定統合 19.4.1	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	上野南 R5.4.1	(上野南地区小統合計画) 既存施設改修型統合
	神戸	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	猪田	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	成和東 27.4.1	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	古山	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	成和西 27.4.1	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	花之木	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	花垣	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	長田	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	上野北 R2.4.1	⇒	⇒	⇒	既存施設改修型統合
新居	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
三田	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
組合	丸柱	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	三訪 27.4.1	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
															阿山 27.4.1	阿山 28.4.1	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
阿山	河合	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	鞆田	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	(阿山地区校区再編計画) 既存施設改修型統合	
	玉滝	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
伊賀	柘植	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	西柘植	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	壬生野	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
島ヶ原	島ヶ原	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
大山田	大山田西	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	大山田東	⇒	⇒	⇒	大山田 17.4.1	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	新設型統合	
青山	阿保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	博要	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	高尾	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	矢持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	上津	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
校数	31	29	29	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	23	22	22	22	22	21	20	20	18			

※休校（比自岐小）を含む

## 中学校の校区再編状況

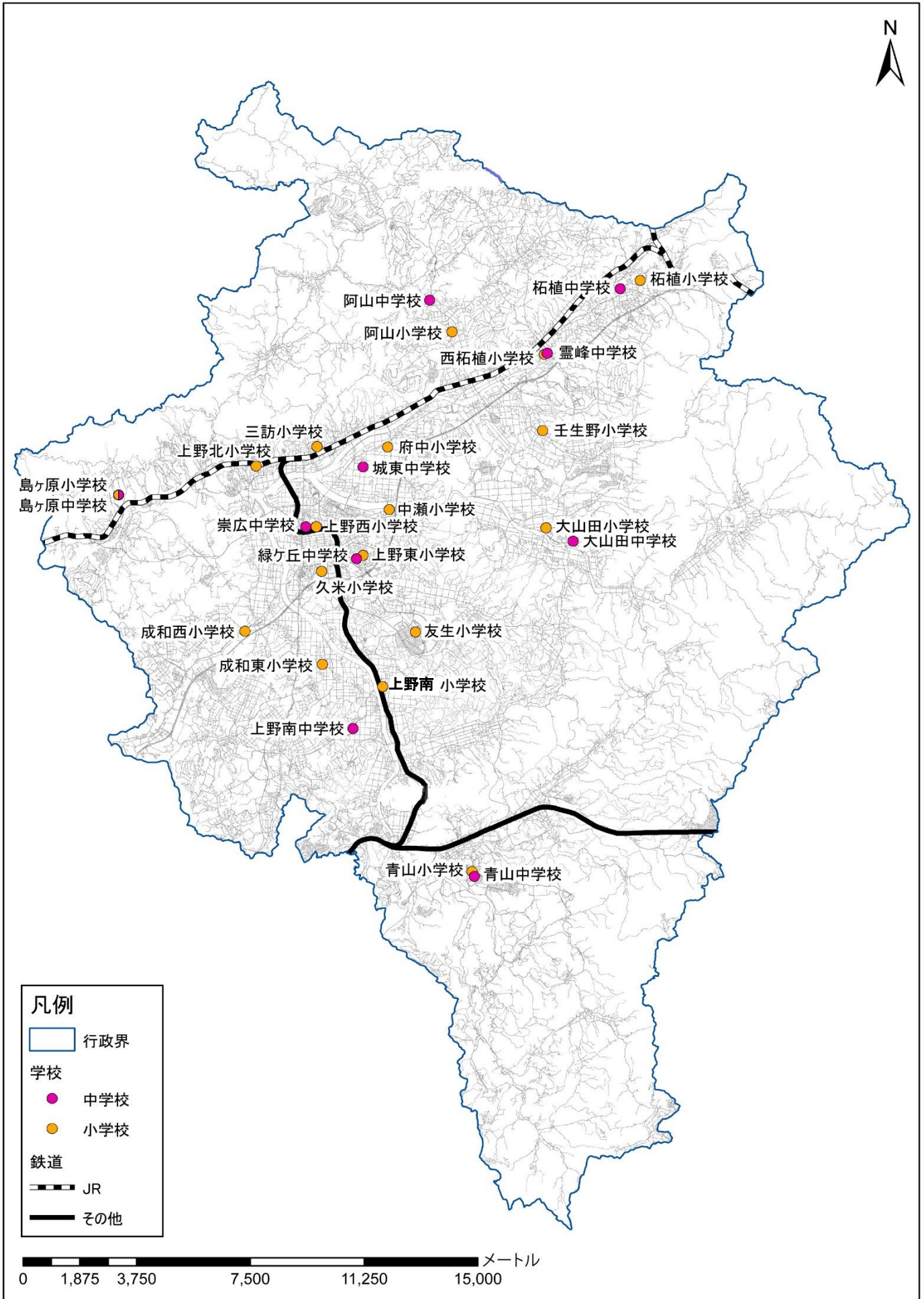
地区	中学校	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	備考	
上野	緑ヶ丘	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	緑ヶ丘	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	通学区域見直し	
	崇広	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	崇広	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	通学区域見直し	
	桃青	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	城東 21.4.1	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	新設型統合 通学区域見直し	
	府中	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	新設型統合 通学区域見直し
	丸山	⇒	⇒	⇒	市町村合併	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	上野南 24.4.1	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	新設型統合
	成和	⇒	⇒	⇒		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
伊賀	柘植	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	霊峰	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
島ヶ原	島ヶ原	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
阿山	阿山	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
大山田	大山田	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
青山	青山	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
校数	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		



④ 市立小学校・中学校の名称及び位置

	中学校の名称	位置		小学校の名称	位置
1	崇広中学校	上野丸之内78番地	1	上野西小学校	上野丸之内112番地
			2	久米小学校	久米町544番地
			3	上野北小学校	西高倉3146番地
2	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘本町4153番地	4	上野東小学校	緑ヶ丘中町4352番地
			5	友生小学校	ゆめが丘2丁目11番地
3	城東中学校	印代450番地	6	府中小学校	東条88番地
			7	中瀬小学校	西明寺105番地
			8	三訪小学校	三田1652番地
4	上野南中学校	森寺1488番地	9	上野南小学校	沖265番地
			10	成和東小学校	猪田1350番地
			11	成和西小学校	大内624番地
5	柘植中学校	柘植町1881番地	12	柘植小学校	柘植町2343番地
6	霊峰中学校	新堂160番地	13	西柘植小学校	新堂160番地
			14	壬生野小学校	川東1786番地の3
7	島ヶ原中学校	島ヶ原514番地の2	15	島ヶ原小学校	島ヶ原514番地の2
8	阿山中学校	千貝10番地	16	阿山小学校	馬場1045番地
9	大山田中学校	平田655番地	17	大山田小学校	平田25番地
10	青山中学校	阿保1870番地	18	青山小学校	阿保1789番地

※上野西小学校区の一部は城東中学校へ通学



⑤ 令和5年度以降10年間の小中学校別児童生徒数推計（人）

	学校名	2023 5年度	2024 6年度	2025 7年度	2026 8年度	2027 9年度	2028 10年度	2029 11年度	2030 12年度	2031 13年度	2032 14年度	2033 15年度
1	上野東	545	535	513	507	504	488	473	467	465	467	467
2	上野西	632	612	584	551	537	549	532	538	533	536	532
3	久米	167	164	156	149	139	135	131	128	129	132	127
4	上野北	188	170	146	138	137	134	124	125	128	124	118
5	府中	215	206	201	199	183	178	158	150	139	128	121
6	中瀬	94	85	86	84	79	84	86	90	91	92	92
7	友生	386	360	356	334	329	311	290	278	255	238	224
8	上野南	116	103	107	108	101	99	98	105	102	102	111
9	成和東	85	80	70	63	59	58	55	50	49	47	47
10	成和西	79	72	68	57	57	49	43	40	37	38	35
11	三訪	79	89	83	88	74	75	73	65	65	66	71
12	柘植	117	118	117	107	102	95	83	75	69	66	64
13	西柘植	95	89	97	93	89	90	92	100	99	101	106
14	壬生野	162	154	151	152	142	129	125	117	118	109	113
15	島ヶ原	67	63	56	49	47	41	36	30	28	27	24
16	阿山	241	235	218	219	212	206	194	179	165	159	149
17	大山田	219	229	235	220	215	199	194	174	160	156	146
18	青山	356	341	317	302	294	277	252	232	228	216	209
	小学計	3,843	3,705	3,561	3,420	3,300	3,197	3,039	2,943	2,860	2,804	2,756
19	崇広	399	403	414	430	433	403	381	342	322	298	307
20	緑ヶ丘	497	492	504	491	458	457	441	440	416	401	393
21	城東	292	280	289	295	308	296	290	258	252	255	249
22	上野南	169	175	162	160	140	129	122	117	117	107	101
23	柘植	56	52	52	57	58	61	57	58	55	49	43
24	霊峰	153	141	125	134	125	143	128	122	108	117	108
25	島ヶ原	39	37	40	37	32	32	28	29	24	21	18
26	阿山	163	157	155	135	131	106	113	111	118	110	105
27	大山田	101	106	105	114	120	122	106	110	111	112	103
28	青山	195	211	194	193	173	167	164	169	151	140	127
	中学計	2,064	2,054	2,040	2,046	1,978	1,916	1,830	1,756	1,674	1,610	1,554
	小中計	5,907	5,759	5,601	5,466	5,278	5,113	4,869	4,699	4,534	4,414	4,310

 2学年複式学級  
 4学年複式学級  
 6学年複式学級

## ⑥ 学校別学年学級数の推計

2023(令和5)年度の市立小学校は、すべての学年で複数学級の編成が4校、いずれかの学年で複数学級の編成が2校、残りの12校は全ての学年で1学級の編成となっています。市立中学校は、すべての学年で複数学級の編成が6校、いずれかの学年で複数学級の編成が1校、残りの3校は全ての学年で1学級の編成となっています。

児童生徒数推計による2033(令和15)年では、小学校ですべての学年で複数学級の編成が2校、いずれかの学年で複数学級の編成が2校、残りの14校のうち全ての学年で1学級の編成が9校、複式学級での編成が3校となる見込みとなっています。中学校では、すべての学年で複数学級の編成が3校、いずれかの学年で複数学級の編成が2校、残りの5校は全ての学年で1学級の編成となる見込みです。児童生徒数の減少に伴う、小・中学校の小規模化がますます進むことが予想されます。

学校別学年学級数(特別支援学級を除く)

小学校	2023(令和5)年度								2033(令和15)年度推計							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
1 上野東	3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	18		
2 上野西	3	3	3	4	3	3	19	3	3	3	3	3	3	18		
3 久米	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
4 上野北	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
5 府中	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
6 中瀬	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
7 友生	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	1	2	11		
8 上野南	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
9 成和東	1	1	1	1	1	1	6	1	0	1	0	1	1	4		
10 成和西	1	1	1	1	1	1	6	1	0	1	0	1	1	4		
11 三訪	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
12 柘植	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
13 西柘植	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
14 壬生野	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
15 島ヶ原	1	1	1	1	1	1	6	0	1	0	1	0	1	3		
16 阿山	1	1	2	1	2	2	9	1	1	1	1	1	1	6		
17 大山田	1	1	2	2	1	1	8	1	1	1	1	1	1	6		
18 青山	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	1	1	2	7		

     複式学級

中学校	2023(令和5)年度				2033(令和15)年度			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
1 崇広	3	4	4	11	3	3	3	9
2 緑ヶ丘	5	4	5	14	4	4	4	12
3 城東	3	3	3	9	2	3	3	8
4 上野南	2	2	2	6	1	1	1	3
5 柘植	1	1	1	3	1	1	1	3
6 霊峰	1	2	2	5	1	2	1	4
7 島ヶ原	1	1	1	3	1	1	1	3
8 阿山	2	2	2	6	1	1	1	3
9 大山田	1	1	1	3	1	1	1	3
10 青山	2	2	2	6	2	2	1	5

## ⑦ 学校施設の現状

学校施設については、昭和40年代から50年代に建設したものが多く、校舎や屋内運動場等の施設の耐震化はすでに実施されていますが、老朽化に伴う改修や不具合の修繕など、事故防止等の安全確保の面からも効率的・効果的な維持管理を行っています。また、地球温暖化等による学習環境に配慮した空調設備の設置、社会環境の変化によるトイレの改修などにも取り組んでいます。

2020(令和2)年9月に策定した「伊賀市学校施設長寿命化計画」では、①安全性 ②快適性 ③学習活動への適応性 ④環境への適応性 ⑤地域の拠点化を5つの視点として、学校施設の状況や将来的な需要見通しを踏まえ、各学校のあり方を考慮して上で、効率的、効果的な学校別・施設別の事業方法を選定することで長寿命化を図ることとしています。

### 学校施設一覧

	学校名	延床面積 (㎡)		校舎建築年度【築年数】	備 考
		校舎	屋内運動場		
1	上野東小学校	7,806	1,146	2006(H18)年【17年】	
2	上野西小学校	6,233	1,406	1995(H7)年【28年】	
3	久米小学校	4,030	546	2002(H14)年【21年】	
4	上野北小学校	3,294	532	2018(H30)年【5年】	再編による新築
5	府中小学校	2,437	629	1984(S59)年【39年】	2010(H22)年移転による改修
6	中瀬小学校	2,421	517	1973(S48)年【50年】	
7	友生小学校	8,278	1,027	2004(H16)年【19年】	
8	上野南小学校	2,496	563	1978(S53)年【45年】	2022(R4)年再編による改修
9	成和東小学校	2,041	563	1975(S50)年【48年】	2015(H27)年再編による改修
10	成和西小学校	1,831	563	1985(S60)年【38年】	2015(H27)年再編による改修
11	三訪小学校	1,974	532	1986(S61)年【37年】	2015(H27)年再編による改修
12	柘植小学校	4,488	1,428	1977(S52)年【46年】	
13	西柘植小学校	3,227	504	1973(S48)年【50年】	
14	壬生野小学校	3,873	1,061	1968(S43)年【55年】	
15	島ヶ原小学校	2,862	729	2004(H16)年【19年】	
16	阿山小学校	4,538	1,477	2014(H26)年【9年】	再編による新築
17	大山田小学校	5,003	922	2004(H16)年【19年】	再編による新築
18	青山小学校	7,094	1,362	2004(H16)年【19年】	再編による新築

1	崇広中学校	6,339	1,302	1999(H11)年【24年】	
2	緑ヶ丘中学校	6,132	1,560	1974(S49)年【49年】	
3	城東中学校	6,102	1,519	2008(H20)年【15年】	再編による新築
4	上野南中学校	5,462	1,482	2011(H23)年【12年】	再編による新築
5	柘植中学校	4,038	1,200	1981(S56)年【42年】	
6	霊峰中学校	4,415	1,412	1978(S53)年【45年】	
7	島ヶ原中学校	2,012	1,359	2004(H16)年【19年】	
8	阿山中学校	4,853	1,498	1973(S48)年【50年】	
9	大山田中学校	4,530	1,050	1968(S43)年【55年】	
10	青山中学校	5,503	1,535	1983(S58)年【40年】	

※建築年度は主たる校舎の建築年度

## ⑧学校教育の取組

2021(令和3)年3月に策定した「伊賀市教育大綱」では、「一人ひとりが輝くこと 一人ひとりが心豊かで健やかに成長・自立し、共に未来を創造することをめざして」を教育理念として掲げ、その教育理念を実現するために ①人権尊重の精神を培う教育 ②新しい時代を「生きぬいていく力」を養う教育 ③伊賀に根ざした教育と主権者の自覚を培う教育 ④心豊かな人を育む教育 ⑤芸術・文化、文化遺産継承の推進を5つの基本方針として、未来の伊賀市を担っていく人材を育むとともに、生涯をとおして自己実現が図れる教育の実現を目指した取り組みを進めています。

学校教育においては、伊賀市教育大綱の理念と方針に基づき、「確かな学力と豊かな心を身につけ、健やかな体を育む子ども」をめざす子ども像、「情熱と使命感を持つ信頼される教職員」をめざす教職員像と定め、「確かな学力の向上・定着」「人権・同和教育の充実」「キャリア教育の推進」を取り組みの3本柱とし、子どもたちが未来に夢や希望を持ち、未来をたくましく切り拓いていけることを念頭においた教育を進めています。

「確かな学力の向上・定着」では、なかまと学ぶ楽しさを味わう、わかる授業づくりとして、新学習指導要領にもとづく授業改善やICT機器等を活用した指導力の向上、家庭との連携による生活習慣や学習習慣の見直し、外国語指導助手(ALT)の積極的な活用を進め、「人権同和教育の充実」では、命を大切に、あらゆる差別を許さない実践的な人間を育成するとして、差別の現実から深く学び、教育活動を通じた人権教育や小中学校の系統的な人権学習、多文化共生教育、国際理解教育などを推進しています。

「キャリア教育の推進」では、社会的・職業的自立のための必要な能力や態度を育成するとし、キャリア・カウンセリングと体験学習等の実施や学校・家庭・地域・企業・関係行政機関との連携を進めています。

3本柱に加えて「生徒指導・特別支援教育・健康教育の充実」として、包括的・全校的生徒指導によるすべての子どもが安心して学べる学校づくりや、いじめ・不登校・暴力行為等の課題に対する取組を推進するとともに、「特色ある学校づくりの推進」として地域とともに学校マニフェストの推進などの取り組みを進めています。

引き続き、子ども一人ひとりが心豊かで健やかに成長・自立し、新しい時代を生きぬく力を育み、共に未来を創造できる教育を進めることとしています。

# 伊賀市教育大綱

## ● 教育理念 ●

一人ひとりが輝くこと  
一人ひとりが心豊かで健やかに成長・自立し、  
共に未来を創造することをめざして

## ● 基本方針 ●

### 基本方針 1 人間尊重の精神を培う教育

人間の尊厳や基本的人権が真に保障され一人ひとりが自分らしく生きられるよう、部落差別をはじめ、障がい者差別、LGBT（性的少数者）に対する差別などのあらゆる差別をなくし、「差別のない明るい伊賀市」の実現をめざします。

また、国際化社会に生きる私たちは、世界の平和とその調和ある発展を目指し、世界の人々と協調・交流を図ることが大切です。

このため、自尊心を高め一人ひとりがお互いの良さを認め、共に支え合いながら多様な文化や価値観を認めあう多文化共生の精神、生命・人権・世界平和を尊重する精神を培うよう努めます。

### 基本方針 2 新しい時代を「生きぬいていく力」を培う教育

社会が大変革期を迎える中、子どもたちが変化を前向きに受けとめ、未来に夢や希望を持ち、自立した心豊かな人間として生き抜いていくための基礎を身につけられるよう、義務教育・家庭教育の質を高めていくことが大切です。

このため、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応する「自立」の力及び、他者との関わりの中で共に支え合い新しい社会を創っていく「共生」の力を培うよう努めます。

さらに、家庭・学校・企業・地域が一体となって青少年を取り巻く環境整備を進めるとともに、子どもたちが快適に安心して学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

### 基本方針 3 伊賀に根ざした教育と主権者の自覚を培う教育

成年年齢の引き下げに伴い、新しい時代の「大人」として社会活動や社会形成に積極的に参画する意欲を高め、互助・共助の姿勢や主権者としての自覚を培うことが求められています。併せて、将来世界で活躍する者にも伊賀の地で郷土の未来を担う者にも、ふるさと伊賀に愛着や誇りを持つとともに、学習の成果を地域づくりに生かすなど、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の成長や発展に貢献する心・仲間を育てていく必要があります。

このため、\*DXの取組を進めるとともに、豊かな自然や多彩な歴史文化を有する地域の資料をはじめ図書館等を活用した教育を展開しながら、地域に根ざした教育の機会を学校だけでなく、あらゆる世代が学ぶ機会が得られるようにするとともに、伊賀で様々なニーズの学びを保障していくような環境づくりを市民と共に進めていきます。

\*DX（Digital Transformation：情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念）

### 基本方針 4 心豊かな人を育む教育

潤いのある自立した生き方は、健康で強い意志と勤労意欲、それに豊かな心によって作られます。

こうした観点から、自然やスポーツ・文化活動に親しみ、勤労の価値を自覚して強く生き抜く力を養い、生涯を通じ生きがいを持ち、心豊かに生きる人間としての情操を深められるよう取り組むことが大切です。

このため、それぞれの年代に応じた学習や交流の場、体験機会の充実や生涯を通じた自発的な学びができる環境をはじめ、さまざまな世代のニーズに応えられる情報発信や相談体制を整備します。

### 基本方針 5 芸術・文化、文化遺産継承の推進

先人から大切に引き継がれてきた地域の貴重な歴史や芸術・文化は人々の創造性を育み、人々の心のつながりや多様性を受け入れる豊かな社会を創造する原動力となるものです。

このため、市民がさまざまな芸術や文化、文化財に親しむ機会の充実とともに、文化活動へ参画できる環境を市民と共に整備していきます。

また、「俳句」やユネスコ世界遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」など、先人が遺した郷土の優れた文化遺産への理解・関心を深め、これら市民の財産を後世に引き継ぐ取組を推進することにより、故郷を愛する心を育み、地域の一体感や誇りの醸成につなげていきます。



## (2) 伊賀市学校みらい構想基本計画について

人口減少が進む中で児童生徒数の減少とそれに伴う学校の急速な小規模化が進んでいます。技術の発達や新たなニーズ、高温化や感染症の発生など、社会や生活環境の変化により、学校教育を取り巻く環境も大きな変化が起こってきています。

伊賀市の将来を担う子どもたちが健全に育成するための望ましい学習集団の形成と活力ある学校づくりを目指す必要があると考えています。

すべての子どもたちの可能性をひきだす魅力ある学校づくりを目指して、検討委員会では地域の実情を踏まえた中で、基本計画の主な検討、審議事項として次の内容を議論していただきたいと考えています。

- 望ましい学校規模、学校配置について
- 義務教育9年間を見通した学校の体系について
- 少人数を活かした特色ある学校運営について
- 地域社会との連携について

児童生徒数が今後もさらに減少することが予想される中で、「子どもは伊賀の宝」を基本に義務教育の期間である9年間を見通し、子どもたちの資質や能力を引き出し、個性と多様性を尊重し、未来を創造する子どもの育成が望まれます。

伊賀市学校みらい構想基本計画は、学校教育の充実を最優先することに重点を置くとともに、確かな学力と豊かな心を身につけ、健やかな体を育み、未来を創造し、社会の担い手となる力を育成する学校教育やそれを充実するための学校運営を行うために、**ふさわしい学校規模や配置、学校運営等についての基本的な方向性を示すもの**として策定することとします。



なお、具体的な学校の配置や形態等の検討、推進については、基本計画策定後に計画の方針に基づき、対象となる学校区を選定し、保護者や地域住民の参画と合意形成を前提に進めることとします。



### (3) 今後の望ましい教育環境について

子どもたちを育むための様々な教育環境の中で市立小学校、中学校の通学方法や保護者負担について、改めて検討をお願いしたいと考えています。

#### 通学方法の現状

現在、小学校の通学方法は、徒歩、スクールバス、行政バス、路線バス、中学校は、徒歩、自転車、スクールバス、行政バス、路線バス、伊賀鉄道となっています。

通学方法については、2004(平成 16)年の市町村合併前の旧市町村で実施していた内容を踏襲しており、市内全域で見ると整合性が図られていない状況もあります。

スクールバスを利用する通学は、集合場所から学校までの距離を基準とし、小学校、中学校でそれぞれ設定した基準距離を超える地区での運行を原則としています。ただし、基準外の運行として、これまでの校区再編計画での学校統廃合による協議により、道路状況等によって児童生徒の安全な通学が確保できない等を理由に改善されるまでの間はスクールバスを運行している学校もあります。

児童生徒数が減少する中で、ドアトゥードアを含めたスクールバスの運行を求める声もありますが、市内全域での通学距離などによる基準について、改めて検討する必要があると考えています。

#### 費用負担の現状

通学にかかる費用負担については、スクールバスは個人負担なしで利用できますが、その他の行政バスや伊賀鉄道などの公共交通機関や自転車での通学については、市から補助金を交付し、負担軽減を図っています。補助金の交付については、旧市町村の交付内容を踏襲していることから、市内全域で考えると整合性が図られていない状況となっています。

費用負担についても、その経緯を踏まえ、市内全域での負担のあり方を改めて検討する必要があると考えています。

## 伊賀市学校みらい構想検討委員会の進め方(スケジュール)

期 間	2023(令和5)年12月20日から 伊賀市学校みらい構想検討委員会答申書の提出する日まで (2025(令和7)年3月31日までを予定)
-----	--

開催予定	2023(令和5)年度 第1回 12月20日 第2回 3月予定	
	2024(令和6)年度 第3回 5月予定 第4回 8月予定 第5回 10月予定 第6回 12月予定 中間案 1月予定 パブリックコメント 第7回 2月予定 第8回 3月予定 答申	
	2025(令和7)年度 4月予定 計画策定	

※会議時間は、2時間程度を予定しています。

※アドバイザーによる事例紹介や学校視察の実施など、勉強会の開催を検討しています。

## 三重県手話言語条例（概要）

### 1 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

### 2 基本理念

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる。

手話とは、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである  
②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

### 3 責務及び役割

#### （1）県の責務

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

#### （2）市町・関係機関との連携・協力

・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

#### （3）県民の役割

（県民）

- ・基本理念を理解するよう努める  
（ろう者・手話通訳者等）
- ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

#### （4）事業者の役割

・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

#### 4 計画の策定

- ・ 障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める
- ・ 三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。※同協議会に手話に関する部会を設置

#### 5 基本的施策

##### ①情報の取得等におけるバリアフリー化等

- ・ 県政情報の手話による発信等
- ・ 手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
- ・ 災害時等における手話による情報取得等のための措置

##### ②手話通訳を行う人材の育成等

- ・ 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充

##### ③手話の普及等

- ・ 県民が手話を学習する機会の確保等
- ・ 県職員に対する手話研修等の実施
- ・ 幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進

##### ④ろう児等の手話の学習等

- ・ ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
- ・ 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

##### ⑤事業者への支援

##### ⑥手話に関する調査研究の推進

#### 6 財政上の措置

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

#### 7 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日 ※計画の策定手続に関する規定は、公布の日に施行

## 三重県手話言語条例

### 目次

#### 前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画（第七条）

第三章 基本的施策（第八条―第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

#### 附則

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難い。また、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。手話はろう者にとつての声と言ふべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、台風等の風水害や大規模な地震災害がしばしば発生している三重県においては、災害の発生時において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もつて全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

### (県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

2 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

### (市町及び関係機関との連携及び協力)

第四条 県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

### (県民の役割)

第五条 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

### (事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

## 第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

（情報の取得等におけるバリアフリー化等）

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。

3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するために必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（手話通訳を行う人材の育成等）

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

（手話の普及等）

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。

3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒(以下この条において「ろう児」という。)が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

#### 第四章 雑則

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

3 三重県障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年三重県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。



第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。

第六条を第七条とし、第五条第三項中「会長及び委員」を「会長、委員及び専門委員」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(専門委員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

# 第25回 夏季デフリンピック競技大会 東京2025 開催基本計画（概要版）

(一財)全日本ろうあ連盟  
東京都  
東 京  
(公財)東京都スポーツ文化事業団

- デフリンピックは国際ろう者スポーツ委員会が主催し、夏季と冬季それぞれ4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際大会である
- 日本では初めての開催であり、また1924年にパリで第1回大会が開催されてから100周年となる、歴史に残る大会である
- 本大会の運営にあたっては、適切なガバナンス体制を確保するとともに、この大会の開催を契機に、デフリンピックやデフスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害のあるなしに関わらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重しあう共生社会づくりに貢献していく

## 大会概要

正式名称	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 (略称) 東京2025デフリンピック
期間	2025年11月15日～26日 (12日間)
参加国	70～80か国・地域
参加者数	各国選手団等：約6,000人 (選手約3千人、ICSD役員・SD・審判・スタッフ約3千人)

## 大会エンブレム



TOKYO 2025  
25TH SUMMER DEAFLYMPICS

人々の繋がりを意味する「輪」をテーマに、デフコミュニティの代表的なシンボルである「手」を表している。デフリンピックを通して「輪」が繋がった先には、新たな未来の花が咲いていくことを表現した。

## 大会ビジョン

1. デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ
2. 世界に、そして未来につながる大会へ
3. “誰もが個性を活かし力を発揮できる” 共生社会の実現

## 競技会場等

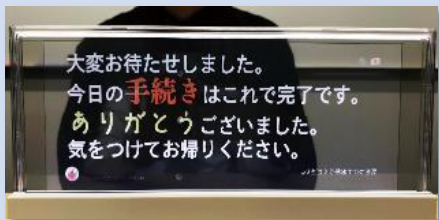
	競技名	会場
0	開閉会式	東京体育館
1	陸上	駒沢オリンピック公園総合運動場 陸上競技場 等
2	バドミントン	武蔵野の森総合スポーツプラザ
3	バスケットボール	大田区総合体育館
4	ビーチバレーボール	大森東水辺スポーツ広場
5	ボウリング	東大和グランドボウル
6	自転車 (ロード)	日本サイクルスポーツセンター
7	自転車 (MTB)	日本サイクルスポーツセンター
8	サッカー	Jヴィレッジ
9	ゴルフ	若洲ゴルフリンクス
10	ハンドボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場

	競技名	会場
11	柔道	東京武道館
12	空手	東京武道館
13	オリエンテーリング	日比谷公園、伊豆大島
14	射撃	味の素ナショナルトレーニング センター・イースト
15	水泳	東京アクアティクスセンター
16	卓球	東京体育館
17	テコンドー	中野区立総合体育館
18	テニス	有明テニスの森
19	バレーボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館
20	レスリング (フリースタイル)	府中市立総合体育館
21	レスリング (グレコローマン)	府中市立総合体育館

「シンプルで心に残る大会」をめざすとともに、全ての人が輝くインクルーシブな街・東京の実現に貢献

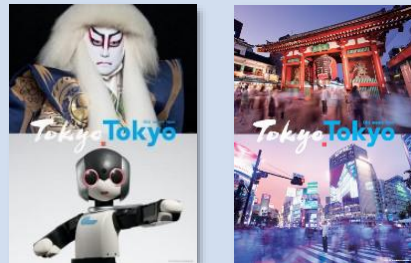
みんなが つながる

東京2020大会で使用された様々なデジタル技術も活用して、「誰もが円滑につながる大会」を実現。「誰もが大会を楽しめる技術」の開発や、デフリンピックスクエアで技術の展示・PRを行う。



世界の人々が 出会う

選手や関係者などを、おもてなしの心で迎え、**芸術文化や食、観光資源**など、東京の持つ魅力を感じてもらい、世界との絆を深めていく。



こどもたちが 夢をみる

都内や被災地の**子どもの競技観戦**や、選手入場時の**エスコートキッズ**などの機会を設け、デフスポーツの魅力を感じてもらおうとともに、またとない経験を届ける。



未来へ つなぐ

デフスポーツやろう者の文化への**理解促進**、環境への配慮などに取り組むことで、「未来につながる大会」を実現。



みんな で 創る

デフアスリートなどとともに大会計画を検討。**多様な人々がボランティアとして活躍**できる機会を設けるなど、多くの都民・国民の理解と参画のもと、大会を創り上げる。



大会の意義を都民・国民に発信するとともに、大会の開催気運を盛り上げていくための様々な取組を展開していく

大会の意義や魅力を伝える

応援アンバサダーなどを通じ、大会の意義や魅力を伝える。大会エンブレムを用いた広報PRツールの活用、**デフアスリートと子供たちとの交流**や競技体験など、大会への関心を高める取組を幅広く展開。



東京2025デフリンピック応援アンバサダー

共生社会について考える

ろう者の文化を身近に感じてもらえるよう、**デフアスリートの活躍やろう者の社会活動を紹介**。手話単語を簡単に学べる**動画**やデフリンピックなどをテーマとした**ハンドブック**を制作し、様々な機会に活用・発信。



サポートの輪を広げる

競技団体、区市町村、当事者団体などと連携した取組の展開や、**寄附・クラウドファンディング**など、より多くの人々が参画し、大会を創っていくための仕組みづくりを進める。



競技	国内デフ競技団体はもとより、国内の各競技団体から協力を得ながら連携体制を構築し、協議の上、競技を運営していく。
式典	東京2025デフリンピックならではの体験を得られる機会を提供するとともに、世界中の様々な人々にデフリンピックの魅力を広く発信する。
デフリンピックスクエア	選手が各種サービスの提供を受けられるとともに、選手同士の交流などができる拠点として、デフリンピックスクエアを設置する。
輸送・宿泊	選手団及び大会関係者に対して、安全、円滑、確実な輸送サービス、競技に集中できる宿泊サービスを手配する。